

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 金銭投入装置により次に掲げる収納金を領収する場合

ア 使用料

イ 京都市証明等手数料条例別表第1に掲げる手数料（磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面に係るものに限る。）、同条例別表第3に掲げる手数料（住民票の写し、戸籍の附票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書に係るものに限る。）若しくは同条例別表第7に掲げる手数料（租税その他公課に関する証明書（所得証明書（個人の所得の額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。第5項第3号において同じ。）及び課税証明書（個人の市民税及び府民税の額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。同号において同じ。）に限る。）に係るものに限る。）又は京都市印鑑条例第27条第1項に規定する手数料（印鑑登録証明書に係るものに限る。）

ウ 複写機による複写に要する費用

第43条の2第5項中「普通徴収の方法により徴収する個人の市民税若しくは府民税、固定資産税、軽自動車税若しくは都市計画税若しくはこれらの税目に係る延滞金又は国民健康保険料を領収した」を削り、「京都市公金収納受託者は」の右に「、次に掲げる収納金を領収したときは」を加え、「収納金」を「当該収納金」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 普通徴収の方法により徴収する個人の市民税若しくは府民税、固定資産税、軽自動車税若しくは都市計画税又はこれらの税目に係る延滞金
- (2) 国民健康保険料
- (3) 金銭投入装置により領収する京都市証明等手数料条例別表第1に掲げる手数料（磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面に係るものに限る。）、同条例別表第3に掲げる手数料（住民票の写し、戸籍の附票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書に係るものに限る。）若しくは同

条例別表第7に掲げる手数料（租税その他公課に関する証明書（所得証明書及び課税証明書に限る。）に係るものに限る。）又は京都市印鑑条例第27条第1項に規定する手数料（印鑑登録証明書に係るものに限る。）

附 則

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

(会計室)